

総官秘第267号  
令和8年2月19日

各都道府県知事 殿  
(栄典事務担当課 扱い)

総務省大臣官房長  
(公 印 省 略)

「栄典関係事務提要」の一部改正について

「栄典関係事務提要（令和6年3月）」の一部を別添のとおり改正しましたので、送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本事務提要を参考にいただき適切に対応していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、今回の改正は、「令和7年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案を踏まえた対応であることを申し添えます。

連絡先 秘書課栄典第二係 倉内、浦田 電 話 03-5253-5071
--

栄典関係事務提要新旧対照表（令和8年2月改正）

(新) 8P	(旧) 8P
<p>(1)提出時期</p> <p>叙位については、当該候補者の死亡日を含め30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）にさかのぼって発令されることとなっている。したがって、30日を徒過した場合は、閣議請議されないので注意すること。また、閣議は通常、火曜日と金曜日に行われるため、当省で詮議する期間を考慮して、<b>別途指定する期限までの提出（当省から内閣府へ上申書類を提出する期限の5日前まで）</b>を厳守すること。</p>	<p>(1)提出時期</p> <p>叙位については、当該候補者の死亡日を含め30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）にさかのぼって発令されることとなっている。したがって、30日を徒過した場合は、閣議請議されないので注意すること。また、閣議は通常、火曜日と金曜日に行われるため、当省で詮議する期間を考慮して<b>死亡日を含み2週間以内の提出（当該期間内に祝祭日が含まれる場合は、祝祭日の日数分繰り上がるものとする。）</b>を厳守すること。</p>

(新) 25P	(旧) 25P
<p>③ 死亡叙勲</p> <p>死亡の日から30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前の日（死亡日）にさかのぼって発令されることとなっている。したがって、30日を徒過した場合は、閣議請議されないので注意すること。また、閣議は通常、火曜日と金曜日に行われるため、当省で詮議する期間をも考慮して、<b>別途指定する期限までの提出（当省から内閣府へ上申書類を提出する期限の5日前まで）</b>を厳守すること。</p>	<p>③ 死亡叙勲</p> <p>死亡の日から30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前の日（死亡日）にさかのぼって発令されることとなっている。したがって、30日を徒過した場合は、閣議請議されないので注意すること。また、閣議は通常、火曜日と金曜日に行われるため、当省で詮議する期間をも考慮して<b>死亡日を含み2週間以内の提出（当該期間内に祝祭日が含まれる場合は、祝祭日の日数分繰り上がるものとする。）</b>を厳守すること。</p>